

公益財団法人タミヤ奨学会

もっと学びたい！—その夢を支援します。

《タミヤ奨学会 奨学生の概要》

1. 募集人数は？

毎年度 8 名です。静岡県内の高校・高専から大学に進学する方で、当奨学会の趣旨にふさわしい方を選考しています。

2. 給付される奨学金は？

奨学金は返済する必要のない給付型になります。他団体からの奨学金の同時受給も可能です。

3. 奨学金の金額

年額 300,000 円を給付。月額 25,000 円とし、4ヶ月分を年間 3 回（5 月・9 月・1 月）に分けて給付します。
給付は大学の就学年数の 4 年間です。

4. 応募するには、こんな資格が必要です。

奨学生応募の要件は次の通りです。

- 静岡県内の高等学校（高等専門学校含む）を卒業見込で 4 年制以上の大学（夜間学部と大学通信教育は除く）に進学する学生
- 学業・人物ともに優秀で健康な学生（5 段階評価の学業成績平均 4.0 以上）
- 経済的理由から就学が困難な者（他団体からの奨学金の同時受給は可能）
- 応募時の現住所が静岡県内にある者。但し、寮生活等で保護者から離れて居住している場合は、保護者の住所が静岡県内である者

5. 次の書類を提出してください。

応募書類は次の通りです。

- 奨学生願書（様式第 1 号）※写真貼付（縦 4.0 cm×横 3.0 cm）
- 収入に関する証明書類（昨年度の源泉徴収票、市町村役場発行の課税証明書、年金振込通知書等）※コピー可
- 奨学生推薦書（様式第 2 号 学校長による推薦、成績証明済みのもの）
- 学校健康診断の写し
- 《大学合格済みの方のみ》大学合格を証明できる書類（大学からの合格通知のコピー等）

6. 応募の締め切り

応募の締め切りは 10 月末（10 月末が土日の場合は翌月曜日）必着になります。応募は最終学年の 1 学期または前期の成績証明が整い次第、受け付けています。

※校内ごとに行われる推薦選考期日などについては、各高等学校の裁量により異なります。

《応募書類送付先・お問い合わせ先》

〒422-8610 静岡市駿河区恩田原 3-7

公益財団法人タミヤ奨学会 事務局 電話：054-286-5105 FAX：054-285-6979

7. 選考方法と採用決定後の課題

《選考委員会》

当奨学会は、理事 6 名、監事 2 名、評議員 6 名の役員および事務局により構成されています。以上の役員の中から 4 名の選考委員が選任され、応募の締切後、毎年 12 月～1 月に選考委員会が開催されます。選考は、当奨学会の趣旨に照らし合わせて厳正に行い、最終的に理事長の決定を経て定員 8 名が確定されます。なお、採否の結果は、推薦のあった高等学校宛に通知いたします。

《作文の提出》

採用の通知とともに作文用紙が送られ、指定したテーマで作文を提出していただきます。

《面接》

面接期日は、採用通知とともに案内いたします。これは人物を直接確認するとともに、新しい学生生活の激励のために行うもので、特に問題がない限り採否には影響いたしません。場所は株式会社タミヤ本社（静岡県駿河区恩田原 3-7）にて行い、選考委員および理事長が任にあたります。

8. 奨学金支給規程の概要と、採用が決定した奨学生にお願いすること

《生活状況報告と学業成績証明書の提出》

夏休み終了後と毎学年終了後に生活状況報告書を提出していただきます。また、毎学年終了後には、大学の学業成績証明書を提出してください。

《卒業時作文の提出》

大学 4 年生の卒業前に、指定したテーマで作文を提出していただきます。

《奨学生ガイダンスの開催》

奨学生は 2 年に 1 回、タミヤ本社で開催される奨学生ガイダンスに、学業に支障の無い範囲内で出席しなければなりません。基調講演を実施します。

《異動の届出》

奨学生は、休学・復学・留学・留年・退学、その他の処分を含め、身分に異動があった場合は速やかに事務局に届け出なければなりません。また、本人や親権者等に、住所等の重要事項に変更があった場合も同様です。

《奨学金給付の休止・停止》

休学や留学、その他長期にわたる欠席をしたり、学業、品行に問題が生じた場合、また所定の届け出などを怠った場合は、奨学金の給付を休止または停止いたします。なお、当奨学会の趣旨に著しく反する行為を行ったと判断される場合は、受領した奨学金は返還しなければなりません。ただし、休止または停止の事由がなくなり、本人からの復活願がある場合は、給付を復活することができます。

《奨学金の廃止》

奨学生はいつでも自分から申し出て、奨学生身分を辞退できます。また、当奨学会の趣旨に照らし、奨学生として適当でない事実があるとき、障害・疾病等のために就学が見込めない時、学業成績および品行に不良があった場合は、当奨学会より一方的に廃止される場合があります。なお、廃止事由が生じた以後に受領した奨学金は、返還しなければなりません。

《公益財団法人タミヤ奨学会 設立の目的》

本財団は、株式会社タミヤの創立者である故田宮義雄の遺志を受け継ぎ、平成 7 年 6 月 21 日、会社設立 50 周年を記念し、設立されました。

故田宮義雄は、昭和 21 年に田宮商事合資会社を設立し、製材業のかたわら昭和 23 年には模型による教育教材の製造販売を開始。以来、「地域社会への貢献」を経営理念に掲げ、地域文化の育成に力を注いでまいりました。

社会を発展させていくのは、人の力をおいて他にありません。優秀な人材を育てていくことは、社会全体の大きな責務でもあります。わが国の経済力は、世界的にも高水準にあるとはいえ、学業・人格ともに優れながら、経済的事情により、その向学心と資質を存分に開花できない学生がいるのも事実です。静岡県下の高等学校を卒業し、大学への就学資金が不足する優秀な学生を対象に、卒業までの 4 年間資金を援助し、もって地域社会に貢献することが、当財団の設立目的です。

採用された奨学生には、財団の母体である株式会社タミヤに入社する義務も優先権も生じません。将来、立派な社会人に成長し、広く社会にとって有用な人材となっていくことを願うものです。若人らしい夢と希望にあふれる方のご応募をお待ちしております。

公益財団法人タミヤ奨学会
理事長 田宮俊作

公益財団法人タミヤ奨学会

令和7年度募集要項

1. 奨学金について

給付された奨学金は返還を要せず、他団体からの奨学金の同時受給が可能。

- (1) 支給期間： 大学入学時からその奨学生が在学する大学における学部専門課程の正規の最低就学年限の終期までとする。但し4年間を超えて支給しない。
- (2) 支給金額： 奨学金は年額300,000円を給付。月額25,000円とし、4ヶ月分を年間3回に分けて給付する（5月 9月 1月）

2. 応募資格

- (1) ・静岡県内の高等学校（高等専門学校含む）を令和8年3月卒業見込で4年制大学（夜間学部と大学通信教育は除く）に進学する学生（注1）
- (2) 学業・人物ともに優秀で健康な学生（学業成績平均が5段階評価で4.0以上）（注2）
- (3) 経済的理由から就学が困難な者（他団体からの奨学金の同時受給は可能）
- (4) 応募時の現住所が静岡県内にある者。但し、寮生活等で保護者から離れて居住している場合は、保護者の住所が静岡県内である者。

（注1）上記の4年制大学とは、国内の4年制以上の大学を指します。また、夜間学部及び大学通信教育は除きます。

（注2）学業成績平均とは、第1学年、第2学年、第3学年のそれぞれの学業成績平均の数値を平均した数値となります。

3. 奨学金支給予定者

静岡県内の高等学校（高等専門学校を含む）から4年制以上の大学へ入学する者（原則8名）。但し、同一家庭で兄弟姉妹が同時に受給することはできない。

4. 学生生活状況等の報告

奨学生は、毎年夏季及び学年終了後に学生生活状況報告書を提出し、毎学年終了後には大学の成績証明書を事務局に提出しなければならない。

5. 奨学生ガイダンス

奨学生は2年に1回、タミヤ本社で実施される奨学生ガイダンスに、学業に支障の無い範囲内で出席しなければならない。（基調講演を実施）

6. 応募方法 ※学校を通してご応募ください。

(1) 推薦人数 高等学校（高等専門学校を含む）1校につき2名まで

(2) 応募書類

・奨学生願書（様式第1号） ※写真貼付（縦4.0cm×横3.0cm）

※奨学生願書の文章の内容により書類選考（人物評価）を行いますので、本人の自筆での記入を丁寧にお願ひします。特に奨学生願書の1番から3番の質問に対する回答をしっかりと記入してください。

・収入に関する証明書類（昨年度の源泉徴収票又は市町村役場発行の課税証明書、年金受給の場合は源泉徴収票や年金額改定通知書又は年金振込通知書など） （※全てコピー可）

※収入のある家族全員の収入に関する証明書類を提出してください。

・奨学生推薦書（様式第2号 学校長による推薦、成績証明済みのもの）

・学校健康診断の写し

・《大学合格済みの方のみ》大学合格を証明できる書類（大学からの合格通知のコピー等）

(3) 募集期限

令和7年10月31日（金）必着（校内選考の締め切りは学校裁量）

7. 選考方法

各高等学校等から推薦された応募者の中から、選考委員会（4名）で選考し理事長が決定する。

8. 選考結果及び奨学金の支給

(1) 選考結果は、事務局より1月末頃にご推薦頂いた高等学校等宛に通知する。

(2) 奨学生予定者に選考された者は、大学の合格を確認できるものを当奨学会に提示すること。但し、第1志望校でなくとも可とする。

(3) 奨学生予定者に選考された者のうち、大学に不合格若しくは入学しなかった者は採用資格を失うものとし、あらかじめ定める補欠候補から繰り上げ採用を行い、上記(1)・(2)の手続きを行う。但し、原則、補欠人員（3名）を超えて採用しない。

(4) 奨学生採用者は、指定された日時に理事長及び選考委員による面接を行い、人物等の確認及び奨学生認定書の授与を行う。事前に作文を提出する。

(5) 奨学金の給付は年3回（各10万円）を奨学金受取口座指定書による届出のあった奨学生個人名義の口座に振り込む。

公益財団法人タミヤ奨学会 奨学生願書

ふりがな		男 ・ 女	生 年 月 日		写真貼付 裏面に氏名 ポート写真可	
氏 名			平成 年 月 日 (満 歳)			
学 校	立 高等学校 科 令和 年 月卒業見込 (全日制・定時制)					
現 住 所	〒 電話() -					
上記住所が親権者又は保護者と異なる場合に記載して下さい 〒 電話() -						
自宅形態	1. 持ち家	2. 民間借家	3. 社宅・官舎	4. 公営住宅	5. 賃貸マンション・アパート	6. 学生寮
1. 奨学金給付を希望する理由を述べてください。(本人の自筆で記載してください)						
2. 将来の希望(志)について述べてください。						
第一志望大学(学部明記): 大学合格 (未定・済)						
第二志望大学(学部明記): ※未定の場合、第二志望も明記						

(様式第1号)

3. 課外活動の成果や努力したこと、苦勞したことを述べてください。(部活動、スポーツ、文化活動、生徒会、ボランティア、海外留学等)

生 計 を 同 じ く す る 家 族 と 収 入 (年 額)								
氏 名	続 柄	年 齢	同居 別居	勤務先・職業・受給している年金の種類 (自営は社名・事業内容。学生は校名・学年)	自営 その他	税込み収入金額 (年金収入も記入)		
								円
1			同・別		自営・他			円
2			同・別		自営・他			円
3			同・別		自営・他			円
4			同・別		自営・他			円
5			同・別		自営・他			円
6			同・別		自営・他			円
7			同・別		自営・他			円
上記以外で受け取っている金額がある場合、右の欄に記入 (離婚後養育費、祖父母等の援助金、児童手当、児童扶養手当、生活保護費など)				()				円
				()				円
				()				円
				()				円
本人を含めた家族人数 ()人 収入がある兄弟姉妹の人数 ()人				税込み収入合計				円
事務局記入欄		-		+		基準収入 円		
公益財団法人タミヤ奨学会 理事長 殿 令和 年 月 日 上記記載事項に相違ありません。 貴会の奨学生として採用していただきたくお願い申し上げます。 本人の署名(自筆) _____ 印 保護者の署名(自筆) _____ 印 本人との続柄() 生年月日 年 月 日(満 歳)								